

栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

国は、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、全国的な学校部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動・地域文化芸術クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への展開を推進している。

また、令和7(2025)年12月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）においては、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度を改革実行期間に位置付け、令和13(2031)年度末までに、原則、休日の全ての部活動を地域展開することとしている。

本県は、今後の部活動地域展開を推進するに当たり、地域のスポーツ・文化芸術活動の環境整備として、指導者等の量の確保と質の担保のため、指導者等の人材バンクマッチングシステムとオンデマンド型での研修動画視聴及び理解度テスト受験が可能な研修動画システムを構築し、市町や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等における指導者等の確保を支援する。

2 業務名 栃木県部活動地域展開等人材バンク及び研修動画システム構築・保守管理業務

3 委託期間及び新サイトの公開時期

(1) 業務委託契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日（水）まで

(2) 新サイトの公開時期

令和9(2027)年1月中旬（予定）

4 委託代金の支払い

業務完了後の精算払いとする。

5 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本仕様書の内容以外に効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

- (1) プラットフォームサイトの構築
- (2) 人材バンクシステムの構築及び運営管理
- (3) 研修動画システムの構築及び運営管理
- (4) CMS の構築
- (5) 操作マニュアルの作成
- (6) 導入支援
- (7) 業務終了時の適切なデータ等の引き渡し
- (8) サイトの運用及び保守
- (9) その他委託業務を実施するために必要な事項

6 システム要件（全体要件）

（１） 対応プラットフォーム

利用者の閲覧ブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome、Safari 等の最新版、OS(バージョン)は Windows(8.1、10 以上)、MacOS(最新バージョン)、Android(6 以上)、iOS(12 以上)に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む媒体で正常に表示されること。また、委託期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

（２） クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。なお、クライアント PC は(1)の要件全てを満たす環境で作成・更新・管理業務が行えること。

（３） CMS サーバへの接続

クライアント PC から CMS サーバへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。

（４） ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による追加のライセンス費用が発生しないこと。

（５） サイト利用者の種類

本サイトの主な利用者は、公立中学校の部活動の地域展開を行う市町教育委員会や学校、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、中学生に対するスポーツ・文化芸術活動の指導希望者等を想定している。

以上を踏まえた上で、よりサイトの有効性を発揮できるよう、メインターゲットにアジャストした提案をすること。なお、管理機能の権限は階層化し、階層に応じて制限を設定すること。

（６） ユーザビリティ要件

ア 画面の構成について、何をすればよいかが見て直ちに分かるような構成にすること。また、無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面にすること。十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。

イ 操作のしやすさ、分かりやすさについて、無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。

ウ 指示や状態の分かりやすさについて、操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる一般的な用語を用いること。

エ 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。また、確認画面等を設け、利用者が行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。

（７） アクセシビリティ要件

可能な限り特定のブラウザやバージョンに依存せず、また、スマートフォン、タブレット、PC 等の環境に影響されない、レスポンシブデザインとすること。

（８） 完全性及び信頼性に関する事項

完全性要件は、次の要件を満たすこと。

ア 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。

イ 異常な処理等を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。

ウ 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。

エ データの複製や移動を行う際にデータが毀損しないよう保護すること。また、データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していない

データを特定するための措置を行うこと。

オ トランザクションは、一貫性及び整合性を維持するために十分な排他制御が行われていること。

(9) 拡張性に関する事項

必要に応じて機能・性能の拡張が可能となるよう柔軟性を持った設計・開発方針とすること。

(10) 上位互換性拡張性に関する事項

クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最大限控えること。また、クライアント OS のシステムアップデート等に伴う対象動作環境の変更については、必要に応じて甲と協議を行うこと。ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要に応じて、テストツールを用いてテストを実施し、バージョンアップに対応可能なものとする。

(11) 中立性に関する事項

ア 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとする。

イ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、オープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。

ウ 他事業者を引き継ぐことが可能なシステム構成であること。特に、クラウドサービスについては、乙とクラウドサービス事業者との間のサービス契約を、乙以外の者に引き継ぐことができるものとする。

(12) 情報セキュリティに関する事項

ア リスクの概要と対策

乙は、本サイトに係る情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、リスクに見合った適切な情報セキュリティ対策を講じること。

(ア) 別記1「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

(イ) サービスは、日本国内のデータセンターで稼働しているクラウドサービスで提供すること。

(ウ) データセンターは耐震若しくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。

(エ) セキュリティ及び個人情報保護の取扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法規、栃木県が規定する関連法規等を遵守し、適切に実施すること。

イ 情報セキュリティ対策要件

委託業務の実施に係る情報セキュリティ対策の検討、実施に当たっては、保有する情報資産を、認可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえ設計すること。

(ア) 情報セキュリティ機能の装備

サイトに対するアクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、通信の暗号化等、必要な対策を講ずること。

(イ) 脆弱性対策の実施

脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、サイトを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定し、実施すること。

(ウ) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

委託業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、甲が報告を求めた場合には、速やかに対応すること。

(エ) 再発防止策

乙は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに、あらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策の検討を行い、甲に報告し、承認を得た上で再発防止策を実行すること。

(13) サーバの基本要件

ア サーバの要件については、別記2「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」に従うこと。なお、仕様書に記載のある要件については、仕様書の記載を優先するものとする。

イ サイト運営に必要なサーバ(容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする。)を乙において確保し、必要な初期設定を行うこと。

ウ 確保したサーバについて、部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティ上必要な措置を講じること。また、停電や電力トラブル時に不具合を発生させないようなサーバとすること。

エ コンピュータウイルス対策を講じていること。

オ アクセスログの記録及び解析ができること。

カ Web サーバは、利用者が静的ページについて1秒以内、動的ページについて2秒以内を目安に、ページを開くことができるようデータの送信が行えること。

キ SSL サーバ証明書を利用できること。費用は委託代金に含まれるものとする。

ク システムの運用時間は、24時間365日(うるう年は366日)を前提とし、24時間365日(うるう年は366日)サービス提供が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に周知を行うこと。

ケ バックアップは、サーバごとに毎日(1日1回以上)自動的に実行することとし、障害発生時には前日中のデータに復元できること。

コ サーバの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託代金に含まれるものとする。

サ レンタルサーバの解約時には、レンタルサーバ上のデータを消去すること。

(14) 試用テスト

本システムの導入に当たり、利用所属職員による試用テストを実施する。試用テストでは、実際の業務データを用いた操作検証を行い、業務運用上の支障の有無を確認する。試用テストにおいて発見された不具合及び改善要望については、対応方針を整理した上で本稼働可否を判断すること。

7 委託業務の実施内容

乙は、本業務仕様書に記載された業務内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な業務を実施すること。

(1) プラットフォームサイトの構築

ア 以下(2)(3)を掲載するページを構築すること。ページから以下(2)(3)のシステムへのアクセスが容易にできようにすること。

なお、(2)に(3)を付随する形で構築しても問題ない。

イ 実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
なお、必要に応じて、テスト計画書、運用・保守計画書は実施計画とは別に作成し、十分なテスト期間を確保すること。

ウ 「6 システム要件」に基づき令和 9 (2027) 年 1 月中旬（予定）までに新たなサイトを立ち上げ、その運用、保守等を行うこと。

また、具体的な仕様、内容は、甲と随時協議を行い決定することとし、今後の開発内容の追加や削除等を想定し拡張性を考慮して作成すること。

エ 主要な情報又は複数のカテゴリに関係するコンテンツページは、トップページ、メニューページ、ニュースページ等から複数の導線でアクセスできるように設計すること。

オ 各コンテンツを表示するフォーマットは、統一性を持たせるとともに、コンテンツを探しやすい、たどり着きやすい構造とすること。

カ サイトの戦略について、本県の現状や他同種のサイトを調査し、デザイン、サイト構造、不足しているコンテンツ等を検討し、コンセプトやテーマ等の企画を提案すること。

キ サイトの構築に係る問合せに対応した場合は、その記録を管理すること。また、問合せ中、本事業等を運営する上で改善すべき事案があったときは、速やかに改善提案を行うこと。

(2) 人材バンクシステムの構築及び運営管理

市町が地域クラブ活動指導者の募集情報を掲載することができ、指導希望者が、関心のあ
る活動に参加申込できる人材バンクを開設すること。当該人材バンクは、公立中学校の地域
クラブ活動で指導を希望する者及び部活動指導員を対象とするが、将来的には、非常勤専科
講師や見守り人材などの幅広い分野の人材も対象とすることができるようにすること。なお、
人材バンクの開設は、令和 9 (2027) 年 1 月中旬（予定）を想定しているが、詳細のスケジ
ュールについては、甲と乙の協議によって決定するものとする。

ア 基本機能

(ア) 栃木県のホームページ上ではなく、独立したシステムとして開設すること。サーバ
は、乙においてレンタルサーバを手配すること。

(イ) ASP 方式とし、スマートフォンや PC 等の個人端末から利用可能とすること。

(ウ) 以下の環境での動作をすること

対応 OS : Windows、Mac、iOS、Android

対応ブラウザ : Chrome、Safari、Microsoft Edge

アプリ形式 : Web アプリケーション

(エ) インターネット環境で操作・閲覧ができるものであること。

(オ) 24 時間 365 日（うるう年は 366 日）サービス提供が可能であること。ただし、シス
テムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に周知を行うこと。

(カ) トップページ及び基本デザインは、事業の趣旨を十分に考慮し、見易いデザイン、
レイアウト、配色とすること。

(キ) 人材バンクのセキュリティに万全を期すこととし、サーバ障害・不正アクセス等へ
の必要な対策を講じるとともに、事故発生時の対応手順を明確にしておくこと。

イ 権限

以下の権限区分を有すること。詳細機能は別記3「機能要件書」を参照すること。

(ア) 親アカウント（栃木県）

- a 管理者権限により、市町・指導希望者等の情報の登録、更新、削除、ID 及びパスワードの管理が容易にできるようにすること。管理者の承認操作については、個別承認ができるようにすること。
- b 市町・受入団体や指導希望者等の登録データを管理者が検索・把握できるようにすること。それらを管理者専用ページより電子データ（CSV 及び PDF 等）で出力できるようにすること。
- c 管理者権限を階層化し、階層に応じて閲覧制限を設定すること。
- d 市町・受入団体や登録指導者に対して、県主催研修会や求人情報等を情報提供するメールを一斉送信できるようにすること。
- e 各募集に合致する指導希望者のリストを自動で一覧表示できること。
- f 管理者ページから、指導者情報・求人情報を登録できること。

(イ) 子アカウント（栃木県内市町・県教育事務所）

- a 子アカウントの情報を登録・変更できること。
- b 申請に対する修正があった場合、情報の編集及び再申請ができること。
- c 指導者の新規募集や登録情報の検索ができること。
- d 指導者の登録情報から、指導希望者に対して連絡することができ、採用前の段階までシステム上で連絡のやりとりができること。
- e 登録者情報を PDF 形式で出力できること。

(ウ) 登録者（指導者等）

- a 指導者情報を登録・変更できること。登録には信頼性を担保するための条件を付すこと（詳細は甲と別途協議すること）。
- b 登録時には、プロフィールとして個人情報が入力できるようにすること。
- c 登録するプロフィールは、次の項目を必須とする。なお、管理者権限の階層により、閲覧可能な情報を制限するものとする。

■ 必須項目

「氏名」「性別（「回答しない」含む）」「生年月」「郵便番号」「住所」「連絡先（電話番号）」「メールアドレス」「指導可能地域」「指導できる種目・分野」「経歴」「指導希望対象（中学生・高校生）」「活動可能日時」「遠征への同行可否」「自動車運転免許」「教員免許」「指導者資格」「指導経験」「自己アピール」「備考」

- e 必須項目以外に利用者に有益となりうる項目がある場合は、甲と協議の上、設定すること。
- f 活動エリアや分野等の条件又はキーワードにより市町・受入団体等における情報を検索することができるようにすること。
- g 会員登録後、応募フォームにより、希望する地域活動に応募できるようにすること。

なお、会員登録情報が連動し、応募の際に会員登録情報が自動入力される機能を設けるなど、簡便に応募できるよう工夫すること。

ウ 機能要件

機能要件は、別記3「機能要件書」に定める要件を基本とし、詳細については甲と十分に協議すること。

エ その他

- (ア) デザインや機能の追加・修正に対し、速やかに対応できるようにすること。
- (イ) ログインするユーザーIDにより、各々の権限に応じた画面の表示、情報の修正等が行えるようにすること。
- (ウ) 以下の i ～ iii の項目に該当することが明らかである場合には、掲載を行わないものとする。
 - a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
 - b 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした者
 - c その他公序良俗に反する、若しくは反するおそれのある者

(3) 研修動画システムの構築及び運営管理

栃木県の部活動・地域クラブ活動における指導者育成支援を目的として、オンデマンド型の研修動画視聴及び理解度テスト受験が可能な Web システムを構築・運用すること。

ア 基本要件

- (ア) 栃木県のホームページ上ではなく、独立したシステムとして開設すること。
- (イ) 以下の環境での動作をすること。
対応ブラウザ：Chrome、Safari、Microsoft Edge
- (ウ) 24 時間 365 日サービス提供が可能であること。システムメンテナンス等により運用停止が必要な場合は、事前に通知を行うこと。
- (エ) 動画視聴やテスト受験が、パスワード等の入力によりアクセス可能な形式であること。
- (オ) 指導者の受講状況やテスト得点の確認、受講完了証発行等の管理機能を有すること。
- (カ) ガイドラインの「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」（表1）に示された、「地域クラブ活動指導者」として登録され得る資質及び能力を備えた研修メニューを提供すること。全てオンデマンド形式で、研修時間は1動画当たり5～10分程度を想定している。

【表1】

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

イ 権限

以下の権限区分を有すること。詳細機能は別記3「機能要件書」を参照すること。

- (ア) 管理アカウント（栃木県）
- (イ) 子アカウント（市町）
- (ウ) 一般ユーザー（指導者）

ウ 機能

オンデマンド研修システムの機能については、別記3「機能要件書」に定める要件を基本とし、詳細については甲と十分に協議すること。

(ア) 管理アカウント機能（栃木県）

- a 登録済み指導者の登録情報・受講状況・合格情報を Google スプレッドシート等で一元管理できること。
- b 合格者リストを Excel 形式でダウンロード可能であること。
- c 7（1）の管理者機能において、登録者の研修の受講状況が分かること。

(イ) 子アカウント機能（市町）

- a 研修動画が閲覧できること。
- b 7（1）のアカウントにおいて、登録者の研修の受講状況が分かること。

(ウ) 一般ユーザー機能（指導者）

- a 「任用前研修」と「任用後研修」の2種類に分けて受講できる仕様であること。
- b パスワードを有している一般ユーザーのみが受講ページにアクセスできる仕様であること。
- c 受講時に自身の基本情報（メールアドレス・氏名を含む。）を登録する仕様であること。
- d 研修動画コンテンツを自由な時間・場所で視聴可能であること。
- e 動画再生時はシークバーの操作や早送りができず、視聴完了した動画のみ対応する理解度テストを受験可能であること。
- f 動画ごとの理解度テストで合格点未満の場合は再受験が可能であること。
- g 合格者には受講完了証（PDF）の発行が可能であること。
- h 受講完了履歴やテスト結果を動画視聴画面で確認可能であること。
- i 動画コンテンツ及び理解度テストの内容（設問、正答等）は乙が用意すること。
- j 少なくとも本県の指導者に向けたオリジナル動画を3本（1本当たり約10分）制作すること。なお、甲が動画コンテンツを提供する場合は、上記の本数とは別にこれをシステムに組み込む作業を担うこととし、必要に応じて理解度テストも制作するものとする。

(4) CMS の構築

ア トップページやコンテンツページ等に CMS を導入すること。

イ 導入する CMS はサポートが受けられる製品であることを前提とするとともに、使用期間、利用者数、バージョンアップ等により、ソフトウェアライセンスの費用が増額とならないようにすること。

ウ CMS ソフトウェアに必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。ウイルス対策ソフトウェアは、常に最新の定義ファイルに更新すること。

エ 6に記載した環境において、支障なく利用できるようにすること。

オ 事前に更新方法のシミュレーションを甲と共に行い、仕様を決定すること。

カ 付与した ID によるログイン履歴は、3 年間保持すること。

(5) 操作マニュアルの作成

ア CMS 操作、入力等操作方法を解説する操作マニュアルを作成し、甲に納品すること。

イ 作成に当たっては、イラストや画面のハードコピーを用いて分かりやすく解説すること。

(6) 導入支援

ア 自治体担当者や指導者などの各サービス利用者に対する操作・運用研修を行うこと。

イ 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張が可能であること。

ウ 新たに機能を拡張する場合は、その都度操作説明会等の支援を行うこと。

エ 新機能拡張の場合、追加費用が必要になる可能性がある場合は、乙は甲に事前に告知・協議すること。

オ 登録データバックアップ、登録者への一斉連絡等に対応する。

カ 人材バンクの活用を促進するプロモーション活動として以下の業務を実施すること。

(ア) チラシの制作 (3 パターン以上)

(イ) 各種会議参加 (年間 5 回想定)

(ウ) 市町への周知活動 (オンライン可)

人材バンク登録の周知のために、プロモーション活動を行う場合は、本事業費に含めた形で提案すること。

(7) 業務終了時の適切なデータ等の引き渡し

本委託の完了又は解除により業務が終了する場合、終了日までに次の作業を行うこと。

ア データの引継ぎ

乙は次のデータを無償で提供すること。なお、出力形式は CSV を原則とする。

(ア) HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル

(イ) その他、DB に格納されているデータ

イ データ移行の支援

乙は、コンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

(8) サイトの運用及び保守

ア サーバの維持・管理を行うこと。

イ システムの停止が万が一確認された場合、乙は、最大限の努力を尽くし、システムの復旧に勤めること。

ウ 乙はシステム復旧後に原因の調査と対策を行い、速やかに甲へ報告を行うこと。

エ データのバックアップについては甲と協議の上決定すること。

オ ネットワークやサーバへの不正な侵入等を検知、遮断する仕組みを構築・維持すること

カ 自治体等からシステム利用方法などについての問合せ窓口を設け、以下の問い合わせに対してメール・電話・WEB 会議等に対応を行うこと。

(ア) 地域クラブ・団体からの操作等に関する問合せ

(イ) 指導者バンク登録 (希望) 者からの操作等に関する問合せ

キ 本業務の遂行において、予測できない事案、天変地異、事故や事件等が生じた場合若しくは生じるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、必要な指示を得ること。

ク 甲は、報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、乙は、甲からの求めによりこれに立ち会うこと。

ケ 甲が行った調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、乙は、甲の指示に従い速やかに改善すること。

(9) その他委託業務を実施するために必要な事項

(1)から(8)までの業務に付随する業務、特に次に掲げる業務を甲と協議の上、決定し、実施すること。

実施計画、実施体制を取りまとめ、委託業務が円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行い、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での打合せ等を通じて進捗報告を行うこと。なお、打合せは月1回以上実施することとし、委託業務の進捗状況等に応じて変更することも可能とする。

8 業務の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

情報セキュリティ要件は、次のとおりとする。

ア 受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。

イ 別記1「情報セキュリティ特記基準」を遵守すること。

ウ 業務上知り得た情報について、委託した業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示や漏えいをしないこと。

エ 乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生する等の万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、その損害に対する賠償等の責任を負うこと。

オ 業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、委託業務終了後に、返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。

(2) 個人情報の取扱い

別記4「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 成果物

(1) 納入成果物一覧及び納入期限

各成果物については、次表の指定により甲に提出し、検収を受けること。

成果物名称	内容	納入期限（予定）
実施計画書	実施体制、実施方法、準備作業の計画等をまとめたもの	契約締結後10日以内
システム仕様書	システム構成の概要や機能の詳細等を取りまとめたもの	契約締結後1か月以内
テスト計画書	稼働テストの計画をまとめたもの	試用テスト開始前
テスト結果報告書	稼働テストの成績をまとめたもの (事前にテスト項目について甲の了承を受け、その内容に基づく結果報告書を提示すること。)	試用テスト終了時
操作説明書 (管理者向け、利用者向け)	管理者用の操作説明や、その他本サービス利用のための必要な操作説明をまとめた	試用テスト開始前

け)	もの	
人材バンクシステム	ASP・SaaS 利用型	令和 9 (2027) 年 1 月中 旬 (予定)
研修動画システム		
サーバ等環境説明書	サーバのネットワークやセキュリティ、運用管理、ファシリティ等についてまとめたもの	試用テスト開始前
進行管理表	本業務の進行管理をまとめたもの	適時
課題管理表	本業務の課題をまとめたもの	適時
議事録	提出後の実施計画や実施体制を変更する場合、打合せ内容をまとめたもの	会議後一週間以内
月例報告書	業務の実施状況を記録し、これらのデータを集計・分析した結果をまとめたもの	毎月 10 日まで
業務完了報告書	本業務完了後に実施成果をまとめたもの	令和 9 年 3 月 31 日
その他	本業務で生じた資料のうち甲が指示する資料一式	甲が指示する日まで

(2) 納品方法

- ア 使用言語は、日本語で記述し、英文等を引用する場合には、日本語訳を併記すること。
また、プログラムや各テストで使用するテストデータ、データ移行プログラム等はこの範囲外とする。
- イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」を参考にすること。
- ウ 情報処理に関する用語の表記は、日本産業規格（JIS）の規定を参考にする。
- エ 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番を原則とし、必要に応じ A 列 3 番を使用すること。
- オ 納品後、甲において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- カ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、甲の承認を得ること。
- キ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

(3) 納品場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県教育委員会事務局健康体育課

(4) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、乙が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て甲に帰属するものとする。
- イ 甲は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。
- ウ 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、乙は、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、乙は、既存著作物等の内容について事前に甲の承認を得る

こととし、甲は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、甲は、係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

エ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、甲から乙に対価が完済されたときに、乙から甲に移転するものとする。

オ 乙は、甲に対する一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

カ 乙は、使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

キ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で利用すること。

10 その他

(1) 乙は、本業務を円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を明示すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、甲と協の上、処理すること。

本業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応することとし、甲が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(3) 乙は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議の上、承認を得ること。

(4) 乙は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。しかし、自らが行うより高い効果が見込めると甲が判断する場合にはこの限りでない。

(5) 工程に遅延が発生した場合に、リカバリ手段を定例会等で甲に報告すること。

(6) 本業務実施に伴う苦情等に関しては、乙が責任を持って対応すること。

(7) 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、乙と甲が協議してこれを定めること。

情報セキュリティ特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に係る栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（業務の責任者及び従事者）

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（情報へのアクセス）

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

（技術的安全管理措置）

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）アクセス制御
- （2）アクセス者の識別と認証
- （3）外部からの不正アクセス等の防止
- （4）情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

（教育の実施）

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき

事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
- (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
- (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づき提供が求められた場合

(2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、あらかじめ（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第 11 条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第 12 条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 13 条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 14 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第 15 条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 16 条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第 17 条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第 10 条第 1 項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第 19 条 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第 20 条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項

本事項は、ウェブサイト等を構築する際の公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的な事項を示すものである。

なお、本事項に記載のない事項についても、最適なソリューション、最新技術を利用することにより「費用対効果が高い」、「高度なセキュリティ対策が可能」などと考えられる場合は、県と協議し承認を得た上で、実施することができるものとする。

1 基本方針

- (1) 栃木県情報セキュリティポリシーに適合するセキュリティ対策を講じること。
- (2) ドメインについて、原則として県のサブドメインを活用すること。
- (3) ウェブサイト公開時は常時 SSL 化することとし、http 通信は https 通信にリダイレクトする等の対応を検討すること。
- (4) ウェブサイトの要件（利用目的、公開コンテンツ、公開期間等）に応じた可用性やイニシャルコスト・ランニングコストを含めた費用対効果の高い構成を検討すること。

2 サーバ要件

- (1) 原則、公開するウェブサイト専用のサーバを利用すること。（ネットワークの庁内・庁外、構築サーバの物理・仮想の別は問わない。）
- (2) ウェブサイトの運用に当たり、サーバ OS・ミドルウェア等のサポート対応、アップデート等が適時実施され、脆弱性対応等、セキュリティ対策が実施できるサービス形態であること。
- (3) 構築事業者又は運用保守事業者以外の者（レンタルサーバ事業者）が提供するレンタルサーバ等を利用する場合は、県にサービスについて説明を行い、認められた場合のみサービスを利用すること。
- (4) 県サブドメインの利用設定、個別の SSL 証明書のインストールができること。
- (5) ウェブサイトの構築事業者又は運用保守事業者は、自ら公開ウェブサーバが安全な状態であるか（脆弱性の有無）を確認できる状態でウェブサイトを公開すること。
- (6) 公開ウェブサーバについて、常に死活監視を行う仕組みや環境をもつこと。
- (7) セキュリティ対策について、公開ウェブサーバが利用する機能（利用者がサイト上で行う情報入力やファイルのアップロードの機能等）や公開する情報の性質等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を検討の上、県に提示し承認を得た上で、確実に実装すること。

(セキュリティ対策の機能例)

不要な通信の制御やサーバへの攻撃等を検知する仕組み (ファイアウォール、IDS (Intrusion Detection System)、IPS (Intrusion Prevention System)、WAF (Web Application Firewall))、認証機能、リバースプロキシ 等

なお、庁内にサーバを置く場合 (栃木県共同利用型基盤利用を含む。) は、WAF/CDN、NTP、WSUS について、県の環境の提供を受けることができる。

- (8) アンチウイルスソフトの導入及びその他ウイルス・不正プログラム等に対するセキュリティ対策を確実に実装すること。

3 構築・運用保守要件

- (1) ウェブサイトを公開するためのシステム構成、ネットワーク構成、利用 OS、ミドルウェア、SSL 証明書の取得・確認に必要な情報等を県に提供すること。
- (2) サーバ OS・ミドルウェア等の脆弱性情報を都度収集し、適切な脆弱性対応を行うとともに、速やかに県に報告すること。
- (3) ウェブサイトの構築や改修を実施した場合には、ウェブサイト公開前に当該サイトについて脆弱性チェックツール等を用いて脆弱性診断を行い、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (4) ウェブサイトの構築、改修等を実施する際には、(独) 情報処理推進機構 (IPA) が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」や別冊「ウェブ健康診断仕様」等を確認し、適切なセキュリティ対策が講じられたウェブサイトとすること。
[安全なウェブサイトの作り方 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構](https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html) (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>)
- (5) ウェブサイトの運用中 (公開中) は、定期的にポートスキャン、脆弱性チェックを含むブラットフォーム診断を実施し、脆弱性が検出された場合には、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (6) 構築サーバ、CMS 等の管理者ユーザ (管理者権限) を適切に管理し、不正アクセスを防止するための対策 (複雑性のある類推しづらいパスワードの設定、管理ページへのアクセス制限、多要素認証や二段階認証、業務従事者に対するセキュリティ教育の実施等) を講じること。
- (7) レンタルサーバ等の利用やウェブサイトを運用・保守するためにクラウドサービスを利用する場合は、取扱情報やサービスについて明らかにした上で、本県が定める外部サービス利用手順への適合について県に確認すること。
- (8) ウェブサイトへのアクセスやアプリケーション認証などの必要なログを取得するとともに各ウェブサイトの状況に応じた必要な期間を設定してログを保存することとし、取得するログの項目及び保存期間については、仕様書に従い、又は県に提案して承認を得ること。

- (9) 公開ウェブサーバが悪意のある者からの攻撃を受けた場合等、ウェブサイトを即時閉鎖・復旧できるような対策（定期的なバックアップ等）を講じること。
- (10) ウェブサイト上で、利用者情報の管理や個人情報の収集等をする場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、プライバシーポリシーを利用者が容易に確認できるようにすること。
- (11) 県等がウェブサイトに対するセキュリティ監査等を行う場合には、必要な情報の提供、レンタルサーバ事業者等関係者との調整に協力すること。
- (12) ウェブサイトの監査等により重大な脆弱性が確認された場合には、具体的な作業日を提示し必要な対策を講じること。
- (13) 上記以外の脆弱性についても、県と協議の上、対応を速やかに検討しなければならない。

4 障害対応等

- (1) 障害発生時等の連絡先について、事前に県に報告すること。
- (2) 当該ウェブサイトについて、セキュリティインシデントを検知した場合には、速やかに県に報告をするとともに、対策を検討し、県の判断を仰ぐこと。
- (3) システム障害やセキュリティインシデント等が発生した後の恒久対応について再発防止策を検討し、必要な対策を確実に実施すること。

NO	システム	大分類	中分類	機能要件	重み
1	人材バンク	基本要件	動作環境	対応OS：Windows、Mac、iOS、Androidで動作すること	必須
2	人材バンク	基本要件	動作環境	対応ブラウザ：Chrome、Safari、Microsoft Edgeで動作すること	必須
3	人材バンク	基本要件	動作環境	Webアプリケーション形式で提供すること	必須
4	人材バンク	基本要件	可用性	24時間365日サービス提供が可能であること	必須
5	人材バンク	基本要件	可用性	システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に通知やお知らせを行うこと	必須
6	人材バンク	基本要件	独立性	県のホームページ上ではなく、独立したシステムとして開設すること	必須
7	人材バンク	基本要件	操作性	編集・更新等の操作が簡便にでき、プログラミング言語を用いた操作は不要とし、専用の管理画面上で操作が完結すること	必須
8	人材バンク	基本要件	デザイン	トップページ及び基本デザインは事業の趣旨を十分に考慮し、見易いデザイン、レイアウト、配色とすること	必須
9	人材バンク	権限	権限区分	親アカウント（県）、子アカウント（県内市町村・教育事務所）、登録者（指導者等）の3種類の権限区分を有すること	必須
10	人材バンク	親アカウント機能	承認管理	子アカウントのアカウント作成申請を却下が可能であること	必須
11	人材バンク	親アカウント機能	承認管理	登録者の人材バンクへの本登録の却下が可能であること	必須
12	人材バンク	親アカウント機能	承認管理	子アカウントや登録者の登録申請に対して、システム上から申請内容の修正依頼を送信できること	必須
13	人材バンク	親アカウント機能	アカウント管理	子アカウントの登録情報を変更できること	必須
14	人材バンク	親アカウント機能	アカウント管理	子アカウント及び登録者の利用停止操作ができること	必須
15	人材バンク	親アカウント機能	情報閲覧	マッチング前から氏名・連絡先を含む登録者の全情報を閲覧可能であること	必須
16	人材バンク	親アカウント機能	情報閲覧	子アカウントの人材募集状況、登録者とのメッセージのやり取りを確認可能であること	必須
17	人材バンク	親アカウント機能	情報掲載	システムのトップページへお知らせを掲載できること	必須
18	人材バンク	親アカウント機能	一斉通知	子アカウントへ周知や案内などのお知らせメールを一斉に送信できること	必須
19	人材バンク	親アカウント機能	一斉通知	登録者へ周知や案内などのお知らせメールを一斉に送信できること	必須
20	人材バンク	親アカウント機能	一斉通知	バンクへ登録してから満4年を迎える1ヶ月前までに再度研修を受講のお知らせを自動で一斉に送信できるようにすること	任意
21	人材バンク	親アカウント機能	操作権限	子アカウントが有する機能と同様の操作を行えること	必須
22	人材バンク	子アカウント機能	アカウント登録	システム上のフォームからアカウント登録申請が可能であること	必須
23	人材バンク	子アカウント機能	アカウント登録	親アカウントから申請に対する修正依頼があった場合、申請情報を再度はじめてから入力することなく、情報の編集および再申請ができること	必須
24	人材バンク	子アカウント機能	アカウント登録	アカウント登録申請の際、個人情報保護の規定等の同意を得られるようにすること	必須
25	人材バンク	子アカウント機能	情報閲覧	指導希望者の登録データを確認可能であること	必須
26	人材バンク	子アカウント機能	情報閲覧制限	登録者の氏名・連絡先を閲覧可能であること	必須
27	人材バンク	子アカウント機能	情報閲覧	募集や登録者情報の検索・絞り込みが可能であること	必須
28	人材バンク	子アカウント機能	情報閲覧	管理する募集ごとの採用人数および合計採用人数が一覧で確認でき、募集の検索や絞り込みを行った際には表示結果に合わせて採用人数の表示も変動すること	必須
29	人材バンク	子アカウント機能	募集作成	管理者画面から新規募集を立てることが可能であること	必須
30	人材バンク	子アカウント機能	募集作成	過去の募集内容を複製して新規の募集作成を行うなど、類似募集を簡単に作成できる機能を有すること	必須
31	人材バンク	子アカウント機能	募集作成制限	担当地域や活動地域以外での募集を作成できないなど、アカウントの登録情報に基づいて募集作成時の情報を制限できること	必須
32	人材バンク	子アカウント機能	自動マッチング	各募集に合致する指導希望者のリストを自動で一覧表示可能であること	必須
33	人材バンク	子アカウント機能	一斉通知	候補者リストの中から任意で選択した指導希望者に対して対象案件の内容を通知するメールを一斉送信可能であること	必須
34	人材バンク	子アカウント機能	進捗管理	システム上で各案件の進捗の管理が行えること（採用、面談中など）	必須
35	人材バンク	子アカウント機能	システム内連絡	指導希望者を採用する前のやり取りは、電話やメールなどの個人情報ではなく、システム上の連絡機能を用いて行えること	必須
36	人材バンク	子アカウント機能	情報管理	登録者に対して、自身のみが閲覧可能な管理用メモなどの情報記載が可能なこと	必須
37	人材バンク	子アカウント機能	データ出力	募集情報をCSV等の加工可能なデータとして出力できること	必須
38	人材バンク	子アカウント機能	データ出力	登録者情報をPDFの形式で出力できること	必須
39	人材バンク	登録者機能	検索	地域や指導可能な分野等によって募集情報を検索することができること	必須

NO	システム	大分類	中分類	機能要件	重み
40	人材バンク	登録者機能	会員登録	氏名、年齢、居住地、連絡先（メールアドレス等）、指導可能な分野等を入力し、指導者等登録申請ができること	必須
41	人材バンク	登録者機能	会員登録	登録申請に対する修正依頼があった場合、申請情報を再度はじめてから入力することなく、情報の編集および再申請ができること	必須
42	人材バンク	登録者機能	応募	会員登録後は応募フォームにより希望する地域活動に応募できること	必須
43	人材バンク	登録者機能	自動入力	応募フォームと会員登録情報が連動し、応募の際に会員登録情報が自動入力される機能を有すること	必須
44	人材バンク	登録者機能	マイページ	マイページにて登録情報や応募履歴の閲覧ができること	必須
45	人材バンク	登録者機能	研修受講履歴	マイページにてオンデマンド研修受講履歴の閲覧ができること	任意
46	人材バンク	登録者機能	レコメンド	マイページにて登録のあった分野に即した活動の情報が表示されること	必須
47	人材バンク	登録者機能	双方向マッチング	「掲載されている募集への応募」と「管理者からの通知」の2つの方面から受入団体とマッチングすることが可能なこと	必須
48	人材バンク	登録者機能	マッチング制限	採用が決まった際など、必要に応じて募集に対して「管理者からの通知」によるマッチングを一時的に停止する機能を有していること	必須
49	研修動画システム	基本要件	動作環境	対応OS：Windows、Mac、iOS、Androidで動作すること	必須
50	研修動画システム	基本要件	動作環境	対応ブラウザ：Chrome、Safari、Microsoft Edgeで動作すること	必須
51	研修動画システム	基本要件	動作環境	Webアプリケーション形式で提供すること	必須
52	研修動画システム	基本要件	可用性	24時間365日サービス提供が可能であること	必須
53	研修動画システム	基本要件	独立性	県のホームページ上ではなく、独立したシステムとして開設すること	必須
54	研修動画システム	基本要件	アクセス制御	動画視聴やテスト受験が、パスワード等の入力によりアクセス可能な形式であること	必須
55	研修動画システム	基本要件	管理機能	指導者の受講状況やテスト得点の確認、受講完了証発行等の管理機能を有すること	必須
56	研修動画システム	権限	権限区分	管理アカウント（県）、子アカウント（市町）、一般ユーザー（指導者）の3種類の権限区分を有すること	必須
57	研修動画システム	管理アカウント機能	一元管理	登録済み指導者の受講状況、テスト成績、受講完了証発行状況をGoogleスプレッドシート等で一元管理できること	必須
58	研修動画システム	管理アカウント機能	データ出力	合格者リストをExcel形式でダウンロード可能であること	必須
59	研修動画システム	管理アカウント機能	研修受講履歴	人材バンクの登録者マイページにてオンデマンド研修受講履歴の閲覧ができること	任意
60	研修動画システム	子アカウント機能	動画視聴	動画コンテンツを自由な時間・場所で視聴可能であること	必須
61	研修動画システム	子アカウント機能	研修受講履歴	人材バンクの指導希望者の登録データの中で、オンデマンド研修受講履歴の閲覧ができること	任意
62	研修動画システム	一般ユーザー機能	動画視聴	動画コンテンツを自由な時間・場所で視聴可能であること	必須
63	研修動画システム	一般ユーザー機能	早送り制限	動画再生時はシークバーの操作や早送りができず、視聴完了した動画のみ対応する理解度テストを受験可能であること	必須
64	研修動画システム	一般ユーザー機能	再受験	動画ごとの理解度テストで合格点未満の場合は再受験が可能であること	必須
65	研修動画システム	一般ユーザー機能	認定証発行	合格者には受講完了証（PDF形式）を自動送信すること	必須
66	研修動画システム	一般ユーザー機能	受講状況確認	受講状況確認フォームを通じて受講完了履歴やテスト結果を確認可能であること	必須
67	研修動画システム	一般ユーザー機能	受講状況確認	未受講もしくは受講中のまま、一定期間が過ぎたユーザーに対して、受講を推奨するお知らせの発出が可能であること	任意
68	共通	セキュリティ	ISMS	本業務を実施する部門においてISO27001（ISMS）適合性評価制度の認証を保有していること	必須
69	共通	セキュリティ	データセンター	日本国内のデータセンターで稼働しているクラウドサービスで提供すること	必須
70	共通	セキュリティ	通信暗号化	SSL/TLSで通信が暗号化されていること	必須
71	共通	セキュリティ	災害対策	データセンターは耐震若しくは免震構造の建物であり、火災・停電・漏電等の災害対策を行っていること	必須
72	共通	セキュリティ	不正アクセス対策	サーバ障害・不正アクセス等への必要な対策を講じること	必須
73	共通	導入支援	操作研修	自治体担当者や指導者などの各サービス利用者に対する操作・運用研修を行うこと	必須
74	共通	導入支援	訪問サポート	導入する教育委員会、学校および地域クラブへ直接訪問若しくはオンラインで操作説明する等のサポート対応が実施できること	必須
75	共通	導入支援	マニュアル	操作・運用マニュアルを作成し、提供すること	必須
76	共通	導入支援	問合せ対応	自治体等の全体管理者のみならず、地域指導者や保護者からの問合せに対してのサポート体制が整備されていること	必須

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第 3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第 4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第 6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示し

た方法によるものとする。

（資料等の廃棄等）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

（再委託）

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（実地調査等）

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

（指示）

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。